



市 章

大津市公報

令 和 4 年 12 月 28 日
号 外 (第 66 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

93 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市規則第93号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

第1条 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第32条第3号を削り、同条第4号中「政令」を「予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下この条において「政令」という。）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「政令第6条の2第1項及び第2項」を「予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第3条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を削る。

第33条第3号中「第14条第2項」の次に「及び第8項」を加え、同条中第76号を第77号とし、第60号から第75号までを1号ずつ繰り下げ、同条第59号中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同号を同条第60号とし、同条第58号中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同号を同条第59号とし、同条中第14号から第57号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第15条の3第1項及び第2項（同条第7項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告及び質問並びに調査に関すること。

第2条 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第33条第1号中「同条第8項」を「同条第10項」に、「第6項」を「第8項」に改め、同条第24号及び第29号中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同条第39号中「第26条の3第1項」の次に「（法第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第40号中「第26条の3第3項」の次に「（法第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第77号を第81号とし、第74号から第76号までを4号ずつ繰り下げ、第73号を第75号とし、同号の次に次の2号を加える。

(76) 法第50条の3第3項の規定による検体又は感染症の病原体の提出に関すること。

(77) 法第50条の4の規定による届出の受理に関すること。

第33条中第72号を第74号とし、第59号から第71号までを2号ずつ繰り下げ、第58号の次に次の2号を加える。

(59) 法第44条の3の2第3項の規定による検体又は感染症の病原体の提出に関すること。

(60) 法第44条の3の3の規定による届出の受理に関すること。

第3条 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第33条第39号及び第40号中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を「第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改め、同条第59号中「第44条の3の2第3項」を「第44条の3の5第3項」に改め、同条第60号中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改め、同条第76号中「第50条の3第3項」を「第50条の6第3項」に改め、同条第77号中「第50条の4」を「第50条の7」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から、第3条の規定は令和6年4月1日から施行する。